平成２３年（フ）第３７７号
相模原市中央区並木３丁目13番10号　ＨＯＰＥ21―102号
債務者　柿下美惠子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９１号
相模原市緑区橋本５丁目13番３号　ラーバン橋本203
債務者　北村　篤志
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１号
新潟県三条市中新３―19―２　コーポレゾン202、住民票上の住所茨城県常陸太田市大中町421番地
債務者　黒羽　宏文
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３１４号
愛知県一宮市大和町毛受字一本松30番地　セジュールたちばな101号
債務者　鈴木　一人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９４号
山口県宇部市則貞２丁目３番27号
債務者　川嶋ヒサノ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２９号
熊本県天草市下浦町1303番地３
債務者　友浦　勇喜
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３２０号
盛岡市神明町７番17号　ファミーユＪＩＮ101号
債務者　神　　雅也
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５３号
群馬県太田市高瀬町156番地４
債務者　岩下佳央里
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６２号
群馬県太田市新田市野井町388番地１　キリンレジデンス204号
債務者　福島　英男
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６４号
群馬県館林市西美園町724番地の23
債務者　大槻　雅美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６７号
群馬県太田市西本町70番33号、住民票上の住所群馬県太田市藪塚町1687番地１
債務者　小玉　　修
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６８号
群馬県太田市藪塚町1687番地１
債務者　小玉　光子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６９号
群馬県太田市内ケ島町1260番地２　スターハイツ304号
債務者　鈴木　良博
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１７１号
群馬県太田市大原町456番地７
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１７２号
群馬県太田市新井町523番地５
債務者　城代　　瞳
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１７９号
群馬県館林市花山町18番地の19　シャトー・ド・ラックＡ―101
債務者　須田　　明（旧姓楢原）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８０号
群馬県邑楽郡大泉町坂田２丁目17―27　コーポラス滝沢Ｂ―202号室、住民票上の住所北海道帯広市西11条北４丁目２番地２
債務者　太田　　潤
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで　前橋地方裁判所太田支部